

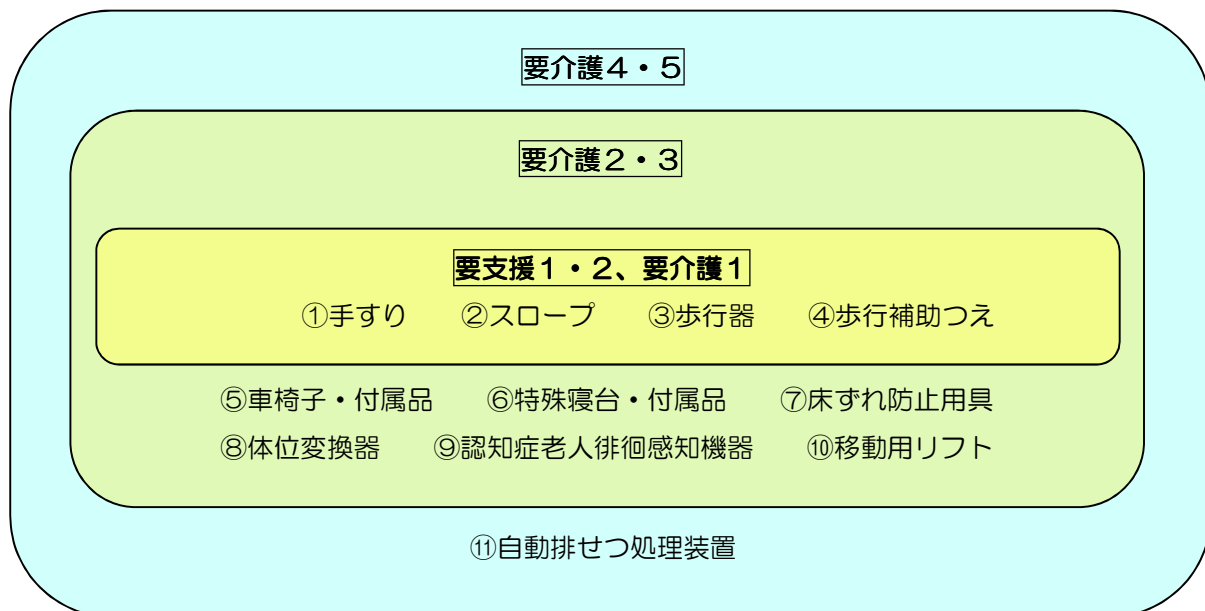


福祉用具貸与について

今月のテーマは「福祉用具貸与」についてです。内容が複雑なところがあり、軽度者への例外給付では確認依頼書の提出漏れ等による過誤が毎年発生しております。このテキセイカだよりは、これまで通知されている内容を簡略化したものであり、制度の内容に変更はありません。別添「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認方法について」と合わせてご確認ください。

福祉用具貸与のおさらい

- 下図に示すとおり、福祉用具貸与費は下図⑤～⑩について、原則軽度者（**要支援1・2、要介護1**）の方は算定できません。
- 次の3つの例外に該当する場合は算定が可能です。
- しかし、3つの例外いずれの場合も**主治医及び福祉用具相談員等が参加するサービス担当者会議**等を通じて、必要性が判断された場合に限りです。
- 主治医等がサービス担当者会議に出席できない場合は、ケアマネジャーが直接聞き取った情報を会議録等に記載してください。（※面談、電話、FAX、文書等その方法は問いません）



例外1

直近の認定調査の結果が、それぞれの福祉用具ごとに定められている結果に該当する

- 主治医及び福祉用具相談員等が参加するサービス担当者会議等で、必要性が判断された場合に限る
- 茨木市への確認依頼書の提出は不要

種目	認定調査	結果
⑤車椅子及び 付属品	1-7 歩行	「3. できない」
⑥特殊寝台及び 付属品	1-4 起き上がり	どちらかが
	1-3 寝返り	「3. できない」
⑦床ずれ防止用具 ⑧体位変換器	1-3 寝返り	「3. できない」

貸与の多い種目を抜き出しました。
詳細は別添「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認方法について」の表をご確認ください。

例外2

例外1に該当しない場合で、「⑤車椅子及び車椅子付属品」の貸与を受ける※

- 主治医及び福祉用具相談員等が参加するサービス担当者会議等で、必要性が判断された場合に限る
- 茨木市への確認依頼書の提出は不要

※その他移動用リフトについては別添参照

例外3

注意茨木市への届出が必要です！

例外1・例外2に該当しない場合で、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師によって判断されている

(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に別添表の状態像に該当する者

例) パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象

(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別添表の状態像に該当することが確実に見込まれる者

例) がん末期の急速な状態悪化

(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別添表の状態像に該当すると判断できる者

例) 誤嚥性肺炎の回避

- 茨木市への確認依頼書の提出を行い必要性が認められた場合に算定可能となる
- 主治医及び福祉用具相談員等が参加するサービス担当者会議等で、必要性が判断された場合に限る

軽度者福祉用具貸与で重要なこと まとめ

- 主治医及び福祉用具相談員の意見をケアマネジャーが直接確認していますか？(更新時も)
- 貸与がスタートするまでにサービス担当者会議を開催できていますか？
- 主治医等の意見を会議録に記載していますか？
- 事業所から福祉用具計画書を受け取り、内容の確認をしていますか？

「テキセイカだより (vol.1)」でもお知らせしています！

福祉用具貸与全般に関するよくあるご質問

問1 軽度者福祉用具貸与のチェック体制はどのようになっているのか。

(答) 茨木市では「トリトンモニター」という適正化システムを用いて定期的に点検し、該当者の届出がない場合はご連絡させていただいております。また、届出不要の場合でも同様のシステムで対象者を抽出し、会議録等を確認させていただく場合があります。

問2 同一品目の複数貸与は認められるか。

(答) 原則認められません。事前に長寿介護課へご相談ください。

問3 付属品のみのお貸与は認められるか。

(答) 原則認められません。ただし、介護保険対象の本体を自費で購入している場合等本体と一体的に使用するのであれば算定が可能です。